

別紙1

一般社団法人日本救急看護学会 利益相反報告対象と報告基準

【利益相反報告の対象となる団体と報告者】

開示期間	役職就任時、学術集会発表・講演演題登録時、論文投稿時から遡って過去1年間、	
報告対象とする企業	医薬品・医療機器メーカー等医療関係、介護福祉関係企業一般並びに医療関係研究機関等の企業・組織・団体などで、看護学研究の依頼・共同研究や研究助成・寄付の提供、未承認の医療機器の提供、研究使用器材の無償・有利な価格での提供、研究で評価される療法や機器の特許権の共有、等をしている法人・団体。	
報告者	学術集会発表	演題の発表者（1演題について複数の発表者がいる場合には筆頭者）及び研究責任者
	学会誌発表	筆頭著者及び共著者全員
	就任前	理事、監事、社員、学術集会長、各種委員会委員長・委員、事務職員
	定期・臨時	理事、監事、社員、各種委員会委員長・委員、事務職員、学術集会長（学術集会開催まで）
	教育セミナー発表	講演の講師等

【受けている利益による区分ごとの報告基準】

※以下の「分類」に記載する報告対象企業の分類

A：医薬品・医療機器メーカー等、 B：医療関係研究機関等、 C：その他[具体的業種（例：出版社）を記載]

区分	学術集会、学会誌、教育セミナー発表者	理事、監事、各種委員会委員長、学術集会長（就任前・定期）
職員・顧問職	①企業名（団体名）、職名（抄録記載の所属機関を除く）	①職員、顧問職について：企業名（団体名）、分類（A～C）、職名、権限等の具体的内容
報酬・特許使用料など	②年間100万円以上の企業の顧問職の報酬・特許使用料等について：企業名（団体名）、職名	②年間100万円以上の給与・報酬（顧問料など継続的なもの）・特許使用料等について：企業名（団体名）、分類（A～C）、金額、支払理由
株式等配当、株式・出資金等持ち分	③年間100万円以上の企業からの株式等で得られた利益（配当等）、あるいは当該企業の全株式の5%以上の保有について：企業名（団体名）	③年間100万円以上の1企業からの株式等で得られた利益（配当等）、あるいは当該企業の全株式の5%以上の保有について：企業名（団体名）、分類（A～C）、株数等、金額
講演料	④50万円以上の講演料について：企業名（団体名）	④50万円以上の講演料について：企業名（団体名）、分類（A～C）、金額、支払理由
原稿料	⑤100万円以上の原稿料について：企業名（団体名）	⑤100万円以上の原稿料について：企業名（団体名）、分類（A～C）、金額、支払理由
受託研究費（治験）	⑥200万円以上の受託研究費（治験）・寄付金等：企業名（団体名）、研究期間、支払い予定時期（演題に関連しない研究も含む）	⑥200万円以上の受託研究費（治験）・寄付金等：企業名（団体名）、分類（A～C）研究期間、支払い予定時期
研究助成金（寄付金）		
専門的証言助言等の報酬	⑦100万円以上の専門的証言・助言等の報酬：企業名（団体名）	⑦100万円以上の専門的証言・助言等の報酬：企業名（団体名）、分類（A～C）
贈答品等	⑧10万円以上の企業からの贈答品等：企業名（団体名）	⑧10万円以上の1企業からの贈答品等：企業名（団体名）、分類（A～C）
備考	①、②報告者自身について報告 ③～⑧報告者自身及び、報告者と生計を一にする親族について報告	①、②報告者自身について報告 ③～⑧報告者自身及び、報告者と生計を一にする親族について報告

*上記の金額や株の記載については、すべて1つの企業・団体からのものである。